公民連携・課題解決推進事業「KYOTO CITY OPEN LABO」 業務委託仕様書

1 委託業務の名称

公民連携・課題解決推進事業「KYOTO CITY OPEN LABO」業務委託 (以下「本業務」という。)

2 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3 事業の趣旨

公民連携・課題解決推進事業「KYOTO CITY OPEN LABO」は、本市が抱える行政課題その他の社会課題※(以下「行政課題等」という。)に対し民間企業等と連携して取り組むため、公民連携を担う窓口機能と、民間企業等の技術やノウハウを活かした実装に挑戦する仕組みを作り、民間企業等のリソースを活用して行政課題等の解決を図る事業である。

本業務では、庁内より行政課題等を抽出し、公民連携による解決への行動を促すような形にまで見える化して公開するとともに、スタートアップ企業をはじめ、民間企業等の有する技術やノウハウの活用による提案とのマッチングを図り、プロジェクトチーム(公民連携ラボ)を立ち上げ、実証実験や具体的実践により課題解決に取り組む。

また、民間企業等からの、技術やノウハウを市の施策・事業や社会課題解決に活かそうとする提案についても機を逸せずに把握し、有用なものは適切に各部局につなぎ、支援を行う。

(※)「行政課題」:市役所の各所管部署が社会課題として認識しているもののうち、政策上のもの又は行政運営上のもので、市役所が単独で取り組むにはノウハウの不足や費用の増大が懸念されるもの。

(デジタル化,働き方改革等)

「社会課題」: 地域(京都)が抱える諸課題で、市役所の各所管部署が現時点で手当てする に至っていないような課題。

(コロナ禍の影響による社会活動の停滞,社会環境の未整備による困難を抱える方の生活課題等)

4 委託内容

(1) 公民連携・課題解決推進事業の全体コーディネート

庁内より抽出した行政課題等の構造化、民間企業等とのマッチングによる公民連携ラボ(以下「ラボ」という。)の立ち上げ、ラボの運営支援など、事業全体のコーディネート業務を担い、年間10ラボの実践につなげること。ラボの実践にあたっては、アジャイル(※)手法で取り組むとともに、民間企業等の有する技術やノウハウの活用により、業務効率化や、同じコストで効果大、同じ効果でコスト減などの視点を持って取り組むこと。

(※) アジャイル: ソフトウェア開発などにおいて、仕様や設計の変更があることを前提に開発 を進めていき、徐々にすり合わせや検証を重ねていくというアプローチ

(2) 公民連携専門員の派遣

庁内より抽出した行政課題等について、システム思考、デザイン思考(※)の手法を活用し、公民連携による課題解決への行動を促すような形にまで見える化するとともに、民間企業等からの技術やノウハウの活用による提案とのマッチングを図り、公民連携ラボの実験・実践に結びつけていくためのコーディネートができる専門人材(公民連携専門員)を週2日程度本業務に従事させ、うち月1回程度本市へ派遣し、本事業の業務を行うこと。

(※)システム思考:解決すべき対象や問題をシステム(様々な要素の相互作用)として捉え,多面的な見方で原因を探り,問題解決を目指す方法論

デザイン思考:ユーザーやクライアントのニーズを基盤にアイデアを創出し、それを 元にプロトタイプを作成し、実証実験を繰り返しながら課題解決につ なげる方法論

(3) 公民連携ラボの運営支援及び相談体制の構築

週2回程度業務に従事する公民連携専門員との情報共有を図り、各ラボの運営に係る助言、各種調査(文献調査、デスクトップリサーチ、インタビュー、ヒアリング等の支援)、専門分野の知見の提供、連携企業・人脈の紹介、資料作成支援、WEB会議での定期的な相談などを行う体制を整えること。

(4) 公民連携・課題解決推進事業の実施に関する成果報告会の企画・実施

各ラボの取組の成果について報告する,成果報告会を企画・実施すること(3月予定)。 ※成果報告会の実施に係る費用については,提案の見積金額には含めないこと。

(5) 公民連携・課題解決推進事業の専用WEBサイトにおける課題記事作成業務受託者との連携本業務を実施するにあたり、公民連携・課題解決推進事業の専用WEBサイトにおける各ラボの記事作成業務の受託者と連携し、本業務がより効果的なものになるよう努めること。

5 事業の開始

契約締結日から、公民連携・課題解決推進事業「KYOTO CITY OPEN LABO」の業務を遂行すること。

6 業務終了報告書の提出

本業務終了後30日以内に,実施内容が分かる書類を添付のうえ,業務終了報告書を提出すること。

7 本業務を実施するうえで留意する点

(1) 協議事項

仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託者と の間で協議を行う。協議が整わないときは、本市の指示するところによるものとする。

(2) 個人情報の取扱い

受託者は、本業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、 又は不当な目的に使用することはできない。また、本業務が完了した後においても、同様とす る。

(3) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

(4) 著作権

本業務を通じて著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。

(5) 自主的な情報収集

受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。